

第10節 規制改革への対応

1 規制改革への取組

(1) これまでの経緯

平成5年（1993年）9月16日緊急経済対策閣僚会議決定の「規制緩和等の実施について」から、平成16年3月19日閣議決定の「規制改革・民間開放推進3か年計画」まで、7次にわたる規制改革の推進のための政府計画等に記載された消防防災行政に係る各種の規制緩和・改革事項について、安全性の確保を図りつつ、新技術への対応、手続の簡素化などの観点から積極的に措置を講じてきた（[附属資料Ⅱ-48](#)）。

平成19年1月には、内閣総理大臣の諮問機関である「規制改革会議」及び全閣僚から構成される「規制改革推進本部」が設置され、規制改革推進のための体制が改めて整備された。その推進体制の下、規制改革を国民本位の改革として一層強力かつ着実に推進するため、「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）が策定され、その後の改定（平成20年3月25日閣議決定）及び再改定（平成21年3月31日閣議決定）を経て、消防防災行政に係る16項目について所要の措置を講じてきた（[附属資料Ⅱ-49](#)）。

平成22年3月には、行政刷新会議に設置された「規制・制度改革に関する分科会」において、消防防災行政に係る3項目が検討テーマとして取り上げられ、検討の結果、アーケードに添架する装飾等の運用の緩和及び地域のコンビナートにおいて協業を進める上で障害となる規制の見直しについては、今後の取組が「規制・制度改革に係る方針（平成23年4月8日閣議決定）」に盛り込まれた（[附属資料Ⅱ-50](#)）。

また、リチウムイオン電池の取扱規制の見直しについては、平成23年3月に実施された規制仕分けの対象となり、規制仕分けの評価結果を踏まえた検討が進められた結果、今後の取組が「規制・制度改革に係る追加方針（平成23年7月22日閣議決定）」に盛り込まれた（[附属資料Ⅱ-51](#)）。

平成22年1月から受付を開始した「国民の声」においては、規制・制度改革に関する提案の集中受付が行われ、検討の結果、消防防災行政に係る項目については2項目（〔1〕災害時の燃料確保、給油場所確保のための安全対策について、〔2〕危険物製造所での非危険物製品生産を可能とする運用の明文文化）が、今後積極的に検討する項目として、「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対応方針（平成24年4月3日閣議決定）」に盛り込まれた（[附属資料Ⅱ-52](#)）。

(2) 最新の取組

平成25年1月23日に内閣総理大臣へ意見を述べることを主要な任務として「規制改革会議」が設置され、主要検討課題について掘り下げた審議を行うため、4つのワーキンググループ（健康・医療WG、エネルギー・環境WG、雇用WG、創業等WG）が設置された。消防防災行政に係る項目については、「天然ガス充てん設備を併設した給油取扱所における天然ガス自動車とガソリン自動車の停車スペースの共用化」が国際先端テストとして、エネルギー・環境WGで議題となり、「規制改革に関する答申（平成25年6月5日）」を受け、今後、経済産業省及び事業者を含めた検討会において検討し、結論を得ることが「規制改革実施計画（平成25年6月14日閣議決定）」に定められた。

また、環境や技術変化に対応した規制改革をタイムリーかつ着実に進めるため、広く国民や企業等から規制改革に関する提案をインターネット等を通じて常時受付する「規制改革ホットライン」が設置されている。

消防行政に係る安全規制は、国民の生命、身体及び財産の保護のために極めて重要なものである。消防庁としても、今後とも安全性の確保に十分配慮しながら、社会的要請に対応した規制・制度の改善等を推進していくこととしている。

2 構造改革特区に係る取組

(1) これまでの経緯

平成14年6月、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002（平成14年6月25日閣議決定）」において、構造改革特区制度の導入が盛り込まれ、その推進が図られることとなった。これを受けて、平成14年7月26日には、構造改革特区制度を推進することによって、規制改革を地域の自発性を最大限尊重する形で進め、我が国経済の活性化及び地域の活性化を実現することを目的として、「構造改革特区推進本部」が内閣に設置された。また、平成14年12月18日には、「構造改革特別区域法」（平成14年法律第189号）が公布され、同法第3条第1項に基づき、政府における基本的な施策の推進の方向を示すものとして、構造改革の推進等の意義、目標及び政府が実施すべき施策に関する基本方針等を内容とする「構造改革特別区域基本方針」が平成15年1月24日に閣議決定され、これまでに26次の改定（平成25年8月30日最終改正）を経ている。

これまで消防庁では、特区制度の趣旨に鑑み、火災予防又は防災の観点から安全性の確保に十分配慮した対応を行っている（[附属資料Ⅱ-53](#)、[Ⅱ-54](#)、[Ⅱ-55](#)）。

(2) 最新の取組

平成24年11月に改訂された「構造改革特別区域基本方針」に、実現しなかった提案の定期的なフォローアップが盛り込まれたことを受け、過去の実現しなかった提案等の中から消防防災行政に係る38項目について再検討を行った。

また、平成25年3月から平成25年4月にかけて第23次提案募集が実施されたが、消防防災行政に係る項目はなかった。

消防庁としては、引き続き、火災予防又は防災の観点から安全性の確保に十分配慮し対応することとしている。

3 総合特区制度に係る取組

(1) これまでの経緯

「新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）」を

実現するため、平成23年6月22日に「総合特別区域法」（平成23年法律第81号）が成立し、国際競争力の強化、地域の活性化のための包括的かつ先駆的なチャレンジに対し、規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置などにより総合的に支援する「総合特区制度」が創設された。

この制度は、〔1〕我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の育成に関する取組を対象とした「国際戦略総合特区」、〔2〕地域資源を最大限活用した先駆的な地域活性化の取組を対象とした「地域活性化総合特区」の2つのパターンの「総合特区」により、拠点形成による国際競争力等の向上及び地域資源を最大限活用した地域力の向上を図ることを目的としている。

「総合特別区域法」の成立を受け、総合特別区域推進本部が設置されるとともに、総合特別区域推進本部での議論を踏まえ、平成23年8月15日に「総合特別区域基本方針」が閣議決定された。この総合特別区域基本方針に基づき、総合特別区域の指定申請が開始され、平成23年12月に第一次指定として「国際戦略総合特区」7地域、「地域活性化総合特区」26地域が指定された。このうち、消防防災行政に係る規制改革要望に関する3特区（〔1〕北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区、〔2〕グリーンアジア国際戦略総合特区、〔3〕かがわ医療福祉総合特区）について、具体的な検討を行い、検討結果を「関係省庁からの意見」として指定地方公共団体に対し回答した。当庁からの回答を踏まえ、指定地方公共団体が上記規制改革要望のうち「優先提案事項」として指定した要望については、総合特区ごとに設置された「国と地方の協議会」において協議を行い、具体的な議論を行った（[附属資料Ⅱ-56](#)）。

平成24年7月、第二次指定として「地域活性化総合特区」6地域が指定されたが、消防防災行政に係る規制改革要望はなかった。

(2) 最新の取組

平成25年2月、第三次指定として「地域活性化総合特区」5地域が指定された。第三次指定特区（さがみロボット産業特区）において提案された、消防防災行政に係る規制改革要望について具体的な検討を行い、検討結果を「関係省庁からの意見」として指定地方公共団体に対し回答した（[附属資料Ⅱ-57](#)）。